

世界のビジネスニュース

日刊 **通商弘報**通商弘報は、ジェトロの海外事務所 で収集した
最新のビジネス情報を提供するサービスです。

記事詳細

自動車リサイクル税導入で一部外国車が値上げ (ロシア)2012年09月18日 モスクワ事務所 添付ファイル: [参照](#)

政府は8月30日、リサイクル税の対象となる輸送用機器や支払い手続き、税率など詳細を決定した。9月1日からリサイクル税の徴収が開始されており、既に外国車の小売価格値上げの発表や自動車の輸入台数の減少など、徐々に影響が顕在化している。

<当初の決定案から税率と対象分類が一部変更>

政府は、2012年8月30日付連邦政府決定第870号「車両に関するリサイクル税について」を承認し、リサイクル税徴収の詳細が公表された。今回、政府決定を承認するまでのプロセスとして、7月末に工業商務省のウェブサイトで政府決定案を公表し、経済発展省が8月1日から14日まで決定案に対するパブリックコメントを募集した。8月29日には連邦税関局が自動車業界関係者を集め、同税導入に関する事前説明会を開催するなど、自動車業界の意見も聴取しつつ、詳細の規定が決められた。

リサイクル税導入については、2012年7月28日付連邦法第128-FZ号「連邦法『製造と消費によるスクラップについて』およびロシア連邦予算基本法第51条の修正について」の発効が9月1日からとなっていたため ([2012年8月7日記事参照](#))、今回の政府決定に基づき予定通り9月1日から徴収が開始された。9月1日以降に輸入される自動車については、リサイクル税を支払ったことを証明する印 (輸入通関時に税関が、車両情報などが記載された自動車パスポートに押印) がなければ、国内で自動車を登録することができなくなる。

当初の政府決定案から、一部の税率と課税対象分類について変更が加えられた。税率では、主に商用貨客自動車および貨物自動車の新車に対する税率、乗客輸送用バスの新車および中古車に対する税率が引き下げられた。課税対象分類では、主に乗用車のエンジン排気量2000cc以下の分類が、1000cc以下と1000cc超~2000cc以下の2つに分割されたほか、乗客輸送用バスの対象分類基準が全長からエンジン排気量に変更された。

今回承認された政府決定によると、対象となる車両は4輪以上で乗客輸送目的の車両 (乗用車、バス、トロリーバスなど) および貨物輸送目的の車両 (トラックなど) で、税額は基礎税額×係数に基づき算出する (詳細は添付資料参照)。乗用車の課税額は使用年数および排気量に応じて変わり、法人による輸入の場合、新車は1万7,200~11万ルーブル (1ルーブル=約2.5円)、中古車は10万6,000~70万200ルーブルになる。トラックの課税額は使用年数および総重量に応じて、新車は7万5,000~43万5,000ルーブル、中古は13万2,000~177万ルーブル。バスの課税額は使用年数および排気量に応じて、新車の場合9万~30万ルーブル、中古の場合15万~78万ルーブルになる。

<例外適用の企業名を公表>

リサイクル税には、課税対象の例外として「スクラップの安全な取り扱いを保証する義務を負う機関によって製造される場合」という規定がある。この例外を適用するための具体的な要件についても、政府決定の中で次のとおり規定されている。

- (1) ロシア連邦で登録された法人であること、
- (2) 車体あるいは車台上などに車両識別番号 (VINナンバー) の記入を行っていること、
- (3) 工業組み立て措置の枠組み (カテゴリーごと) に詳細要件あり) で輸送機器の製造を行っていること、
- (4) 人口50万人以上の都

市 (対象都市は工業商務省が規定) などに所有者から製造した車の引き取りを行う体制を構築すること、の4条件だ。

この例外適用を受けるためには登録が必要だが、8月31日にこの例外が適用される企業名が工業商務省のウェブサイトで公表された。9月7日時点では、167企業が登録されており、そのほとんどが国内メーカーだ。日系企業では、「日産 ロシア製造」、「トヨタ モーター マニュファクチャリングロシア」、三菱自動車とPSAプジョー・シトロエンの合弁車両組立工場「ピーエスエムエー・ルス」が登録されている。なお、この例外規定の適用を希望する企業は、10月1日までに申請書を工業商務省に提出する必要がある。

このほか、リサイクル税の支払いを免除される「関税同盟加盟国内で製造されたもので、関税同盟加盟国から輸入される場合」に関連し、カザフスタンとベラルーシの企業で支払いを免除される企業の一覧が9月4日に工業商務省のウェブサイトで公表された。9月7日時点では、ベラルーシの3企業が登録されている。

<輸入台数の減少など影響が顕在化>

9月1日からのリサイクル税導入の影響として、乗用車の小売価格の値上げを発表する企業が出ている。トヨタは、ロシアで生産していない一部の車種について、9月1日から推奨小売価格を0.5～18.4%上げることを発表した (表参照)。ほかのメーカーは現在、様子見の状況という。自動車専門調査会社アフスタトのセルゲイ・ウダロフ社長は「ほかのメーカーも何らかのかたちで価格に転嫁する可能性が高いが、慎重に対処している」との見解を示している。自動車ディーラー、ファボリトモーターズのウラジミール・ポポフ社長は「2012年秋には外国車の価格は5～7%上昇する」と予想しており、外国車の価格上昇への懸念が出ている。一方で、国内大手自動車メーカーのアフトワズ、カマズ、ソレルスは、現時点ではリサイクル税の導入を理由とした値上げは計画していないとしている (「アフスタト」9月3日)。

トヨタ車推奨小売価格(2012年9月1日以降) (単位:ルーブル、%)

車種	推奨小売価格	上昇率
オーリス	68万1,500～88万7,500	1.2
カローラ	64万2,000～87万8,000	1.7
ハイランダー	169万～197万6,000	0.6
ランドクルーザー プラド	173万2,000～292万3,000	0.5
ランドクルーザー 200	318万1,000～330万1,000	0.9
ハイラックス	109万～152万2,000	2.0～5.1
ハイエース	157万6,000～176万3,000	16.1～18.4
レクサス GX 460	315万1,000～372万6,000	0.6

(出所)トヨタ・モーターおよびレクサス・ウェブサイト

販売価格面での影響に加え、輸入台数についても変化がみられる。国内大手自動車メーカーのガスが所在し、自動車部品メーカーの進出も多いニジェゴロド州 (沿ボルガ連邦管区) を管轄しているニジェゴロド税関支署 (管轄: ニジェゴロド州、マリエル共和国、チュワシ共和国、キーロフ州) によると、9月1日から9月7日までにリサイクル税を支払った上で管轄内に輸入された自動車は31台だった。リサイクル税導入前の2012年8月には、1,296台 (8月の最終週には316台) の自動車が輸入されていた。内訳は、個人による輸入が194台、法人による輸入が394台、関税同盟域内からの輸入が708台だった。

(宮川嵩浩)

(ロシア)

通商弘報 5057c358854d0

リサイクル税算出用の基礎税額と係数の公式

ジェトロ・モスクワ事務所作成

支払うべきリサイクル税の金額＝基礎税額×係数

1. 乗用車および特別・特殊車両（座席数 8 席以下・運転席を除く）（分類：G を含む M1）
（注 1）の係数：

基礎税額：2 万ルーブル

	新車	中古車（3 年を超える場合） （注 2）
電動エンジン	0.86	5.30
エンジンの排気量：		
1000cc 以下	0.86	5.30
1000cc を超え 2000cc 以下	1.34	8.26
2000cc を超え 3000cc 以下	2.56	16.12
3000cc を超え 3500cc 以下	3.47	28.50
3500cc を超えるもの	5.50	35.01
個人利用目的で個人によって輸入される場合	0.10	0.15

2. 貨物自動車（分類：G を含む N1、N2、N3）（注 1）の係数：

基礎税額：15 万ルーブル

	新車	中古車（3 年を超える場合） （注 2）
総重量 2.5 トン以下	0.5	0.88
総重量 2.5 トンを超え 3.5 トン以下	0.8	1.25
総重量 3.5 トンを超え 5 トン以下	1.00	1.60
総重量 5 トンを超え 8 トン以下	1.10	4.56
総重量 8 トンを超え 12 トン以下	1.34	6.91
総重量 12 トンを超え 20 トン以下	1.47	10.06
総重量 20 トンを超え 50 トン以下	2.90	11.80

3. 特別・特殊車両（分類：（分類：Gを含むM2、M3、N1、N2、N3）（注1）の係数：

基礎税額：15万ルーブル

	新車	中古車（3年を超える場合） （注2）
コンクリートミキサー車以外	1.0	10.0
コンクリートミキサー車	3.0	13.0

4. バス・トロリーバス（座席数8席超・運転席を除く）（分類：Gを含むM2、M3）（注1）の係数：

基礎税額：15万ルーブル

	新車	中古車（3年を超える場合） （注2）
エンジン排気量：		
2500cc以下	0.6	1.0
2500ccを超え5000cc以下	1.2	3.0
5000ccを超え1万cc以下	1.6	4.4
1万ccを超えるもの	2.0	5.2

5. ダンプカー（不整地走行用）の係数：

基礎税額：15万ルーブル

	新車	中古車（3年を超える場合） （注2）
総重量50トンを超え80トン以下	13.6	30.98
総重量80トンを超え350トン以下	25.0	32.0
総重量350トンを超えるもの	37.0	40.0

（注1）分類は2009年9月10日付連邦政府決定第720号「車両の安全性に関する技術規則の承認について」別添1に基づく。

M1：乗用車（座席数 8 席以下・運転席を除く）

M2：バス、トロリーバス（座席数 8 席超・運転席を除く。車輛総重量 5 トン以下）

M3：バス、トロリーバス（座席数 8 席超・運転席を除く。車輛総重量 5 トン超）

N1：貨物自動車（車輛総重量 3.5 トン以下）

N2：貨物自動車（3.5 トン超 12 トン以下）

N3：貨物自動車（12 トン超）

G：走行能力強化車

(1) N1 で総重量 2 トン以下のもの、もしくは M1 のいずれかで次の条件に該当するもの。

- ・ 前輪および後輪の車軸の少なくとも 1 本が同時に駆動する構造のもの。
- ・ 少なくとも 1 つのデフロックあるいは類似装置が付属したもの。
- ・ 30%の勾配を登坂できるもの。
- ・ 次の 6 条件（アプローチアングルが 25 度以上、デパーチャーアングルが 20 度以上、ランプブレークオーバーアングルが 20 度以上、前輪車軸のロードクリアランスが 180 ミリメートル超、後輪車軸のロードクリアランスが 180 ミリメートル超、車軸とシャーシの間の感覚が 200 ミリメートル超）のうち 5 つ以上に該当するもの。

(2) N1 で車両総重量が 2 トン以上のもの、N2 もしくは M2、M3 で車両総重量が 12 トン以下のもので、全輪駆動車のあるいは次の条件に該当するもの。

- ・ 前輪および後輪の車軸の少なくとも一本が同時に駆動するもの。
- ・ 少なくとも一つのデフロックあるいは類似装置が付属したもの。
- ・ 25%の勾配を登坂できるもの。

(3) M3 で車両総重量が 12 トン超のもの、N3 で全輪駆動車のあるいは次の条件に該当するもの。

- ・ 少なくとも車軸のうち半数が駆動するもの。
- ・ 少なくとも 1 つのデフロックあるいは類似装置が付属したもの。
- ・ 25%の勾配を登坂できるもの。
- ・ 次の 6 条件（アプローチアングルが 25 度以上、デパーチャーアングルが 25 度以上、ランプブレークオーバーアングルが 25 度以上、前輪車軸のロードクリアランスが 250 ミリメートル超、車軸とシャーシの間の間隔が 300 ミリメートル超、後輪車軸のロードクリアランスが 250 ミリメートル超）のうち 4 つ以上に該当するもの。

（注 2）リサイクル税の支払い日時点で製造日から 3 年以上経過している車両。車両の製造年月日を証明する書面がない場合、製造年は車両識別番号に示されている年式（製造コード）で判断し、その場合の 3 年の期間については、製造年の 7 月 1 日から起算する。リサイクル税の支払いは、リサイクル税の支払いを証明する書類に記載されている日付とする。

以上